

社会資本整備審議会 建築分科会

第19回建築環境部会

令和元年11月8日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省住宅局住宅生産課長の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、報道関係者の方の取材の希望がございますので、よろしくお願ひいたします。

また、カメラ撮りは議事開始までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、議事録は、委員の方にご確認をいただきました上で、委員のお名前を伏せた形で、国土交通省のホームページにおいて公開することといたしたいと存じますので、あらかじめ、ご承知おきお願ひいたします。

なお、本日は、ペーパーレス化の取り組みといたしまして、机の上に資料ファイルを格納したタブレットを配付させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。タブレットの使用方法につきましては、机の上の説明紙をご参照いただければありがたく存じます。少し複雑な部分もあるかと思っておりますので、議事の途中でも事務局のほうにお申しつけいただきましたら、ご案内いたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に先立ちまして、お手元にお配りしたタブレットに格納しております資料の確認をさせていただきます。こちら12個の資料がございます。本体の資料は右側の列の上から2番目、資料0というところから始まりまして、ここに議事次第、配付資料一覧がございます。その下から資料1、2、3、4と並んでおりまして、参考資料につきましては左側の一番上から参考資料1-1、1-2、1-3、1-4から1-5-1、1-5-2と並んでおりまして、最後は右上に飛んで、参考資料1-5-3となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。建築環境部会の委員及び臨時委員の11名の方のうち、7名のご出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、専門委員の〇〇委員、

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、本日は所用のため、ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

〇〇住宅局長でございます。

【住宅局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 〇〇審議官でございます。

【審議官】 よろしくお願いたします。

【事務局】 では、議事に入ります前に、住宅局長の〇〇よりご挨拶を申し上げます。

【住宅局長】 〇〇でございます。おはようございます。

久方ぶりの建築環境部会でございます。委員の皆様方には、朝から、また、ご不便をおかけしている中、お集まりいただきましてありがとうございます。日ごろより住宅・建築・まちづくり行政に多大なご指導をいただいております。厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。この部会は、平成30年の9月、1年2カ月ほど前に、今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について、ご議論をいただきました。

今年の1月に、第二次報告を取りまとめていただきました。この報告をもとに、ご承知のとおり、私どものほうで、法律。建築物省エネ法でございますけれども、その改正案を取りまとめて閣議決定し、国会でのご審議をいただきまして、5月の17日です。改正法が公布されたというこういうことになってございます。

また、この改正建築物省エネ法の施行に向けて、必要となる技術的な基準類について、この建築環境部会の下に、建築物エネルギー消費性能基準等小委員会を置きまして、〇〇委員におまとめをいただき、ご議論をいただいております。

本日の部会では、改正された建築物省エネ法の概要をまずご紹介いたしまして、その後で、小委員会でご審議いただいた技術的な基準類についてご報告いただき、あるいは事務局のほうから補足させていただきたいと考えております。本日は、報告事項について、今後の住宅建築物、省エネルギー対策の方向性も含め、忌憚のないところをご意見いただければというふうに考えてございます。

申しわけないですけれども、私別件で途中で退出することがございますけれども、失礼をお許しいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、これより議事に入ります。

報道関係の方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協

力をお願いいたします。

以降の議事運営につきましては、〇〇部会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお
願いいたします。

【部会長】 はい。委員の皆様。おはようございます。お集まりいただきまして、まこと
にありがとうございます。

それでは、議事次第に従いまして、第19回建築環境部会の議事を進めさせていただきます
す。

本部会でもご議論いただいた今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方についての
第二次答申を踏まえ、先ほど、眞鍋局長からご紹介ありましたように、本年5月17日に改
正建築物省エネ法が公布され、その後省エネルギー基準等小委員会において、施行に向けた
省エネ基準の改正等について、いろいろご審議いただいたそうです。

本日は、その結果について、ご報告をいただきたいと思います。

では、議事1の改正建築物省エネ法の概要について、まず事務局から説明をお願いいたし
ます。

【事務局】 住宅生産課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。まず1ページをごらんく
ださい。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正でございますが、先ほどござい
ましたとおり、今年の2月に閣議決定し、先の通常国会においてご審議をいただきまして、
5月10日に全会一致で可決・成立。そして、5月17日に公布されたところでございます。
この資料の上のほうにございますけれども、法改正の背景と必要性でございますが、我が国
のエネルギー需給構造の逼迫の解消でありますとか、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の
目標達成のために、住宅・建築市場を取り巻く環境を踏まえまして、規模・用途ごとの特性
に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることとしております。

具体的には、ここに掲げております6つの点につきまして、法律改正を行っているところ
でございます。

まず1点目でございます。中規模のオフィスビルなどについて、省エネ基準適合を義務づ
け、基準適合が確認されない場合着工することができないという措置を講じることとして
おります。従来は、2,000平米以上の大規模建築物を対象としていたものを、今回の改
正で300平米までを対象として規模を見直すこととしております。

それから、2点目でございます。建築物省エネ法では、高い省エネ性能の住宅建築物につきまして、計画の認定を行い、省エネ性能向上のための設備について、容積率を緩和する仕組みがございますが、従来のものは、建物単体を対象としておりました。近年複数の建物が連携して、省エネ性能向上の取り組みを行う事例が増えてきたことを踏まえまして、今回の改正では、複数建築物の連携を取り組む対象とできるよう措置をしたところでございます。

それから、3点目でございます。この緑色の部分でございますが、マンションなどに対します届出制度につきましては従来どおりでございますが、今回の改正で住宅性能評価を受けている場合などにつきましては、審査を合理化し、所管行政庁の負担軽減を図ることとしております。これにより所管行政庁につきましては、届出されていない物件でありますとか、不適合物件への指導・監督を強化していただきたいというふうに考えているところでございます。

4点目でございます。ブルーのところでございますけれども、300平米未満の小規模住宅建築物につきましては、設計者である建築士から建築主に対し、省エネ性能に関する説明を行うことを義務づけいたします。もちろん建築主の意向により、基準適合していない物件を設計することもやむを得ないと考えますが、この説明義務制度によりまして、市場において、省エネ基準の適合が推進されるものというふうに考えているところでございます。

それから5点目でございます。大手住宅事業者を対象に、高い省エネ性能の住宅の供給を促します住宅トップランナー制度について、現在は建売戸建住宅のみを対象としておりますが、今回の改正により、注文戸建住宅、それから賃貸アパートを対象に追加しております。これらにより、トップランナー制度を全面展開することにしております。今回、小委員会でご議論いただいた中でも注文戸建住宅、賃貸アパートに関するトップランナー基準の設定がでございます。

最後に、一番下の行の部分でございますけれども、その他の欄に記載しておりますが、地域の気候・風土の特殊性を踏まえまして、地方公共団体が独自に省エネ基準を評価できる仕組みを導入しているところでございます。

これらにつきましては、複数建築物の連携、それから、マンションなどの審査手続の合理化、トップランナー制度につきましては、6カ月以内の施行。資料の中にごございますとおり2019年11月16日施行というふうに予定しているところでございます。

それから、中規模オフィスビルの省エネ基準適合義務化、説明義務制度の創設、地域の特殊性を踏まえた省エネ基準強化の仕組みにつきましては、規制の強化になりますので、2年

以内の施行ということを予定しているところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。規制措置につきまして、規模・用途別の6つのセグメントで現行と改正法を対比して整理した資料でございます。左側が現行制度、右側が改正法の部分でございます。改正法の表の中の赤い文字で書かれている部分が、今回新たに措置した内容、または、変更したところでございます。内容については、先ほどご説明したとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、最後のページでございますが、法律の審議経過と今後の施行予定をまとめたものでございます。改正法は5月17日に公布されておきまして、6カ月以内施行、2年以内施行で順次施行してまいります。まずは、7月より建築物エネルギー消費性能基準等小委員会におきまして、省エネ基準などの見直しに係る部分について、審議をしていただきました。審議結果につきましては、この後ご説明する予定でございます。

また、並行しまして、全国規模で法律改正の概要説明会などを実施しているところでございます。今後、2年以内施行の検討などについて検討を進めていくとともに、11月以降、詳細の説明会を開催しまして、周知を徹底するなど円滑な施行に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、改正法の概要については以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

この部会の方々はほとんどご存じの内容かと思えますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いて議事2の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の審議結果等について、まず、小委員会の委員長の〇〇先生からご報告をいただいて、続けて事務局から説明をお願いいたします。

【〇〇委員】 おはようございます。資料3に基づきまして、報告をさせていただきます。建築物エネルギー消費性能基準等の小委員会の審議結果のご報告です。

まず1の概要でございますけれども、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月17日に公布されました。この法律において措置された注文戸建住宅や賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加。戸建住宅などにおける建築士から建築主への説明義務制度の創設。マンションなどに係る届出義務制度の審査手続の合理化。複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加

などに係る基準等について、経済産業省「総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会・省エネルギー小委員会、建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」との合同会議において審議をさせていただきました。

まず7月2日に第10回合同会議。8月8日に第11回合同会議。9月2日に第12回合同会議を開催いたしまして、9月5日から10月4日にパブリックコメントを行いました。その結果を受けて10月24日、第13回合同会議で取りまとめを行いました、本日11月8日に至っております。

2番目に検討させていただいた事項でございますけれども、改正建築物省エネ法に係る次の基準などについて、検討実施いたしました。1番、住宅トップランナー基準の設定。2番、戸建住宅・小規模建築物（非住宅）の簡易な省エネ性能の評価方法。3番、共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化。4番、8地域の外皮基準の見直し。5番、気候風土適応住宅の省エネ基準の合理化。6番、地域区分の見直し。7番、他の建築物から供給される熱や電力に係る評価方法の合理化。8番、届出義務制度に係る指示・命令のガイドラインの策定の以上でございます。

裏面に委員名簿をつけさせていただいております。

以上です。

【部会長】 続いて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 資料4に基づきまして、先ほどご説明がありました小委員会でご審議いただいた個別の内容につきまして、ご説明したいと思います。

まず、2ページをごらんください。トップランナー基準の概要でございます。住宅トップランナー制度は、規格化された住宅を大量に供給する事業者に対しまして、高い省エネ性能の達成を努力義務として課すことにより、建材・設備などにかかわる技術開発でありますとか、コストの低廉化などを促して、効率的な省エネ性能の向上を図るというものでございます。

3ページをごらんください。今回の改正によりまして、新たにトップランナー制度の対象に追加された注文戸建住宅と賃貸アパートの目標水準を設定する必要があります。また、既に制度の対象となっております建売戸建住宅の目標水準の見直しの必要性について検討してまいりました。

まず、注文戸建住宅の目標水準ですけれども、目標年度としまして、2020年度から5年後の2024年度としまして、水準としましては、外皮基準は全ての住宅が省エネ基準に

適合すること。一次エネ基準につきましては、供給する全ての住宅の平均で、省エネ基準に比べて25%削減とすることとしております。

ただ、ここにありますとおり、当面の間でございますが、床暖房を設置している場合につきましては、25%削減という水準がなかなか達成が難しいということがございまして、当面の一次エネ基準の水準としましては、20%削減とすることとしているところでございます。

次に賃貸アパートの目標年度・水準でございますが、目標年度としまして、2020年度から5年後の2024年度としまして、水準としましては、外皮基準は全ての住宅が省エネ基準に適合。それから、一次エネ基準は、供給する全ての住宅の平均で、省エネ基準に比べて10%削減とすることとしております。

また、建売戸建住宅のトップランナー水準につきましては、現在の水準を据え置くとしておりまして、目標年度は2020年度。水準としましては、外皮基準は全ての住宅が省エネ基準に適合。そして、一次エネ基準は、供給される全ての住宅の平均で、省エネ基準に比べて15%削減することとしているところでございます。

なお、注文戸建住宅、賃貸アパートについて、対象とされる事業者の年間供給戸数に係る要件につきましては、建売戸建住宅を年間150戸以上と規定した際と同様に、注文戸建住宅、賃貸アパートそれぞれの供給戸数のおおむね半分がカバーされる程度の水準ということ想定しております。具体的には、注文戸建住宅は年間300戸以上供給、賃貸アパートにつきましては、年間1,000戸以上供給する事業者を対象とする予定としております。

4ページをごらんください。次に戸建住宅・小規模建築物の簡易な省エネ性能評価方法の追加について、ご説明いたします。

今回の法改正により、戸建住宅・小規模建築物に対しまして、説明義務制度を創設しておりますが、特に戸建住宅・小規模建築物の生産を担っております中小工務店などの建築士の方々が省エネ性能の評価に十分に対応できるようにするために、簡易に省エネ基準への適合を判定する手法を用意する必要があると考えております。

その対応の1つとして、戸建住宅につきましては、外皮性能について、一定のモデルに基づき、部位別の外皮面積の割合を固定値とするとともに、断熱材以外の断熱構成要素の熱抵抗値などについても固定値とすることにより、断熱材や窓の仕様のみで、外皮基準への適否を判断できる方法を構築したところでございます。

一次エネ消費性能につきましても、具体的なイメージをお示ししておりますが、空調設備

の効率などの詳細な仕様を固定値とすることで、空調設備の種類など簡易な情報のみで一次エネ消費基準への適否を判断できる方法を構築することとしております。

5ページをごらんください。こちらは小規模な建築物を対象とした簡易な評価方法について、お示ししております。小規模な建築物の評価は、基本的な計算方法は、モデル建物法と同様としつつ、入力項目の数を削減することにより簡素化することとしております。具体的には、小規模な建築物では、建物全体のエネルギー消費量に影響が小さいと考えられる項目について、デフォルト値を置きまして、入力を不要とするとともに、外皮や設備の仕様については主なもののみを入力することなどにより、入力項目の削減を図ることとしております。

続きまして、6ページをごらんください。共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化について、ご説明いたします。今回の法改正によりまして、届出義務制度について、住宅性能評価を受けている場合などについて、審査手続を合理化することを通じまして、申請者や所管行政庁の負担軽減を図り、未届け物件でありますとか、不適合物件への指導・監督を強化していただきたいというふうに考えております。

そのためには、省エネ性能評価方法を簡素化し、申請側、審査側、双方の負担を軽減することが必要であると考えております。現状でございますが、省エネ性能の算定に当たり、全住戸共用部分について、個別に計算を行うことが必要であり煩雑であるということでありまして、一次エネ基準については、共用部分の評価が必要であり、計算が煩雑になっているのに、住宅性能評価のみでは省エネ基準への適宜が判断できないという状況になっていることといったことがございますので、こうした状況を踏まえまして、まず、この対応の1つ目でございますが、外皮基準について、現行の住戸ごとの評価に加えまして、全住戸の平均による住棟全体での評価を導入することとしております。

また、一次エネ基準につきましては、共用部分において基準を満たしていないというケースがほとんどなく、共用部分の省エネ性能により、住戸全体として基準に不適合となるケースはほとんどないことから、一次エネ基準の評価に当たり、従来の住戸と共用部の評価に加えて、住戸のみの評価を行うということでもよいとしているところでございます。

続きまして、7ページをごらんください。2つ目の対応でございますが、住棟全体の基本的な情報、すなわち高さでありますとか階数でありますとか、各フロアの面積、住戸数、建材、設備の仕様などをもとに、住棟を単純化した上で、住棟全体の省エネ性能を評価できる計算方法を導入することとしているところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。次に8地域におきます、主に沖縄県でございますが、住宅の外皮基準の合理化について、ご説明いたします。

現状でございますが、8地域におきましては、外皮基準として、冷房期の平均日射熱取得率、 η AC値と呼んでおりますけれども、 η AC値の基準のみを設けているところでございます。この η AC値の基準の課題としまして、8地域におきましては、普及の進んでいない外づけのブラインドなどを前提とした基準となっているために、沖縄県の実態に沿ったものに見直すことを通じまして、説明義務制度の対象となった小規模な住宅の適切な省エネ化を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

η AC値の基準につきましては、沖縄県におきます住宅の仕様の実態、特にここにありませんとおり、RC造が多いこととありますとか、外づけブラインドが普及していないことなどを踏まえた水準としまして、 η AC値を6.7という数字に変更することとしているところでございます。この設定とあわせまして、より沖縄の気候に適した省エネの取り組みを促す観点から、8地域特有の省エネに資する取り組み、具体的に申し上げますと、花ブロックでありますとか、屋根の通気ブロックなどについて、引き続き適切な評価方法の検討を進めることとしているところでございます。

続きまして、9ページをごらんください。省エネ基準の緩和対象とします気候風土適応住宅の仕様の例示について、ご説明したいと思います。

現状でございますが、届出義務制度につきましては、伝統的工法の住宅について、両側真壁の土塗壁を採用していることなどによりまして、一般的に省エネ基準への適合が困難な場合がございます。所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅、いわゆる気候風土適応住宅と認定した場合につきましては、省エネ基準について緩和するというふうな制度になっているところでございます。具体的には、外皮基準を適用除外とした上で、一次エネ基準の基準値を算定する際には、標準的な水準の設備の設置のみを要求することとしているところでございます。

今回の法改正により、説明義務制度が創設されましたので、小規模住宅についても規制対象となることを踏まえまして、小規模住宅についても、届出義務制度同様の緩和措置を適用することが必要であるというふうに考えております。

また、所管行政庁による気候風土適応住宅の仕様設定を円滑化するために、省エネ基準の緩和対象とします気候風土適応住宅の仕様を例示することが必要であると考えております。こうした状況を踏まえまして、説明義務制度の対象となる小規模住宅についても、気候風土

適応住宅に係る省エネ基準の緩和措置の対象とすることとしております。

また、所管行政庁による気候風土適応住宅の仕様設定を円滑化するために、省エネ基準の緩和対象となる気候風土適応住宅の要件を国土交通省の告示で例示するというところでございます。ここにありますが、告示に定める仕様でございます。

次に10ページをごらんください。地域区分の見直しでございます。現状でございますが、省エネ基準につきましては、暖房負荷と関連の高い暖房度日により、全国を8つの地域に、市町村単位で区分した上で、各地域の気候や供給されている住宅の仕様などを踏まえまして、地域ごとの基準値を設定しているところでございます。

その際に、区分する市町村単位は、平成11年時点の市町村数でございます。3,227の市町村を単位としているところでございます。こうした現行の地域区分につきましては、アメダスの観測地点と市町村の本庁舎の所在地との標高差を考慮せずに地域を区分しており、本庁舎の所在地の実際の外気温と乖離した外気温に基づき地域区分が設定されている市町村があることでありますとか、市町村の合併が進んだことにより、同一市町村内に地域区分が複数存在することがございまして、審査側・申請側の双方にとっても手続が煩雑になるということ、こういった点が指摘されているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、最新の外気温などを各地域の標高の影響を加味して補正したデータをもとに、地域区分の見直しを行うとともに、原則として現状の市町村、1,719市町村の単位で地域区分の見直しを行うこととしました。

次に11ページをごらんください。他の建築物から供給される熱や電力に係る評価方法の合理化でございます。現行制度では、1つの建築物に専用熱源や電源を設置する場合には、当該熱源や電源の性能を評価した計画値に基づきまして、建築物の省エネ性能を評価することができます。

一方、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物の省エネ性能を評価する場合には、熱や電力について、二次エネルギーを一次エネルギーに換算するための係数に関して、安全側に評価する換算係数というものを適用するというところでございます。これにつきまして、今回の法改正により創設されました複数建築物の認定制度に基づきまして認定を受ける場合には、制度上、熱源でありますとか電源を特定できるようになりますことから、他の建築物から熱や電力の供給を受ける建築物につきましても、他の建築物に集約された個別の熱源、電源の計画値に応じた評価ができることとしたところでございます。

それから、12ページをごらんください。これは基準とは直接関係があるものではござい

ませんが、届出義務制度に係る指示・命令のガイドラインの策定についてでございます。中・大規模の住宅につきましては、引き続き届出義務制度で対応することとしておりますが、所管行政庁の約8割は指示等を行っていないという実態がございます。その主な要因として、指示等の対象とする物件の具体的な考え方を決めることが困難であることなどが挙げられているところでございます。このため、所管行政庁による指示等を促進するために、指示等の対象とする住宅でありますとか、指示等の内容の考え方をお示しすることが必要ではないかと考えております。

対応案としまして、ローマ数字の i、左側でございますが、省エネ基準に適合しない全ての住宅を対象として、基準適合に向けた再検討の指導や助言などを実施することでありまして、右側のローマ数字の ii のところでございますが、著しく省エネ性能の低い住宅、具体的には、例えば所管行政庁内の90%程度が満たす水準を下回るような住宅を対象としまして、計画変更の指導を行うことなどのように、考え方を整理しているところでございます。このような内容の考え方につきまして、ガイドラインを策定し、周知するというところで考えているところでございます。

次に13ページをごらんください。各々の改正事項に関します今後のスケジュールでございます。住宅トップランナー制度をはじめ、6カ月以内施行に係る制度改正につきまして、また、2年以内施行の説明義務制度に係る戸建住宅の簡易な評価方法の追加につきましては、今月の16日に施行する予定となっているところでございます。

それ以外の内容につきましても、ここに掲げているとおりでございます。

また、並行しまして、一番最後の表にございますけれども、11月以降、全国210カ所で詳細説明会を開催することとしておりまして、来年度以降も全国で説明会を順次開催するという予定としているところでございます。

以上が小委員会でご審議いただいた内容でございます。

参考としまして、2番目以降に来年度、令和元年度の予算概算要求事項、それから、税制改正要求について、掲載しているところでございます。

簡単にご紹介したいと思います。15ページをごらんください。住宅建築物の省エネ関係の来年度の予算概算要求でございます。省エネ・省CO₂、気候風土に応じた住宅、それから住宅建築の先導的なプロジェクトに対します支援、それから、既存建築物の省エネ化に対する支援に加えまして、来年度要求としましては、部分的な省エネ改修のモデル的な実証事業などの取り組みに対して支援する要求を現在、行っているところでございます。

それから、17ページから19ページでございます。来年度の税制改正要求でございます。3点ございますが、1点目は認定低炭素に係ります特例措置、次のページが2点目の認定長期優良住宅に係る特例措置、3点目は既存住宅の省エネリフォームに関する特例措置ということで、いずれも延長の要求をしているところでございます。

先ほどご説明いたしました法改正による制度改正とあわせまして、予算、それから税制による支援を充実させることによりまして、住宅建築物における総合的な、また効果的な省エネ対策を講ずることとしているところでございます。

ご説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明内容につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。お手を挙げていただければと思いますけれども。

じゃ、〇〇先生。

【〇〇委員】 すみません。資料4で今ご説明いただいた内容なんですけれども、3ページ目のところで、以前トップランナー基準というのは、この大手の、例えば注文戸建だったら年間300戸以上っていう大きなところ限定というお話でしたけれども、そうなると大きいところだけが頑張っていて、小さいところはやっていないんじゃないかというお話で、小さい300戸以下のところでも自主的に適合宣言ができるというお話があったかと思うんですが、それはどういうふうに具体化されるご予定なのか、一応伺いたいなと。

現状のBELSでも五つ星で20%削減までなので、25%削減になると、BELS制度でも追いつかないところがあるので、その辺の大きいところだけが頑張っているんじゃないかと、小さいところでも負けないところたくさんあるので、そういった人の取り組み、何か促進したほうがいいのかと思います。

あと、4ページ目のところで、戸建住宅の簡易な省エネ方法の追加というのがなくなったのは、何でなのかなと思いますが、特に深い意味はないのかとは思いますが、これがどの程度のものになるのかっていう詳細、4月から詳細出しますって前回委員会でお答えいただいた記憶があるんですけれども、これがあんまり緩いと、もう、何でしょうね、ちゃんとした面積拾いとか誰一人しなくなって、みんなもう簡易なほうで、これだけでぱっぱぱっといくようになって、本来は、これミニマムな話で、よりこうなるんですか、より省エネとか、計算をちゃんとWEBプロとかでやっていただく、面積を拾っていただくというのは本来の流れなので、あまりこの簡易な評価方法は、楽すぎて、緩すぎて、みんな

がこればかり使うようになるというのはよくないんじゃないかと。これがどの程度の厳しいものになるのかってどこで確認されるおつもりなのかなってというのは、2つ目です。

あと、6ページ目のところで、共同住宅の簡易化ですけれども、これ、いつからこの運用って始まるのかなっていう。その辺のスケジュール感がいまいち、何でしょうね。いろいろな13ページのところも、施行だけ書いてあって、でも今まだ準備されていないものが多いんじゃないかという気がしていて、何ていうか、いつからこれは具体的に、いつ提示され、ほんとうに、戸建住宅の簡易な評価法の追加も施行だけ書いて、いつから具体的な指針が出るのか書いていないように見えるので、ちょっとその辺ご確認いただければと思いました。

お願いします。

【部会長】 3点、ご質問ご意見がありましたけれども、回答をお願いします。

【事務局】 まず1点目のトップランナーの自主的な関係でございますけれども、今回の小委員会の議論には含まれていませんが、また法律の内容でございますので、外でございますけれども、ご指摘どおり、第二次答申でも指摘されているところでございますので、まだ具体的には進んでいませんけれども、検討を進めようと思っております。

一方で、いろいろな団体といいますか、特に工務店系の団体からも、そういったことに自主的に取り組みたいので、トップランナーと言わせてほしいというようなご要望もいただいているところでございますので、そういった意見を踏まえながら、どのような制度設計ができるかということ、具体的に今後詰めていきたいと思っておりますが、まだスケジュール的にいつまでということとはなかなかお示しできませんが、早急に詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから2点目の、簡易な評価方法のところでございますけれども、今要するに、フレキシビリティといいますか、あまり安易なことにならないようにということで、内容を詰めているところでございますが、内容については、ほぼ数値的なものについても見えてきましたので、詳細な説明会を今後11月の中盤以降から進めていこうと思っておりますけれども、その中で提示していこうというふうに思っておりますので、そのあたりでご意見等いただきながら行っていきたいと思えます。

3点目のプログラムの施行の時期につきましては、その説明の中でも説明していこうと思えます。本日は今後のスケジュールのところ具体的に書けていませんけれども、プログラムはいつから活用できるのかということについても、しっかり説明していきたいと思えますので、本日の資料には含まれていませんが、また改めてお話ししていきたいと思っております。

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【〇〇委員】 共同住宅の簡易化が、これ実際にいつから始まるのか、スケジュールの話なんですよね。それで詳細説明会で、ほんとうに全部説明されるのであれば。ただ、その程度感とか、詳細説明会でいきなりもう出てくるわけですか。具体的なああいう簡易評価方法とか。

【事務局】 そうですね。具体的にそれはご説明していきたいと思っています。また、そこは支障があればいろいろとご意見をいただいた上で。

【〇〇委員】 詳細説明会で話した内容が、実際には変わる可能性もゼロではないと。

【事務局】 そう思っています。共同住宅の関係のプログラムにつきましては、来年4月から今予定しているところです。

【〇〇委員】 来年4月。共同住宅簡易化は4月から。

【事務局】 4月からになります。

【〇〇委員】 もうちょっとやっぱり具体的に書き込んだほうが良いと思うんです。13ページ目のところに。

【事務局】 ここは、スペースの関係でそこまで内容を盛り込めていなかったの申しわけありません。

【〇〇委員】 でも大事だと思うんですよね。あるように見えますから。

【事務局】 対外的に説明する機会に、期日などを説明していきたいと思っています。

【部会長】 ありがとうございます。

説明義務化については、2年施行なので、説明会がいつから始まるかということとの関係もありますけれども、多少余裕があるのかもしれませんが、トップランナー制度はもうすぐ施行なので、小規模工務店の方々、俺たち頑張っているぞというの方々にとっては、もうスタートをするものに対して、我々のことをどう考えていただいているのかということは深刻だと思いますので、この検討は早急に進めていただきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

〇〇先生、お願ひします。

【〇〇委員】 ちょっと話が飛ぶような感じが、背景は後で申しあげますけれども、実はこの省エネとか、あるいは断熱材使用、こういったことによって、電力消費というのが、最終的に何キロワットアワーぐらい節約できるのかという数字を私は出していく必要があるんじゃないかと最近思うようになりました。

その背景を申し上げますと、ご存じのように、今電力システム改革というのが進められていまして、三段料金という制度の、今改革が議論されているんです。三段料金というのは何よと申しますと、一段、二段、三段とありまして、一段料金というのが、いわば弱者と申しますか。相対的に所得の低い人のための料金制度になっています。月に、ちょっと数字は忘れましてけれども、二、三百キロワットアワーしか使わないような人たち対象の料金が一段料金でございまして、二段、三段というのは、よりたくさん使うと、料金は高くなるという制度ですが、ここで申し上げたいのは、一段料金と関連してございます。

どうということかという、今のシステム改革の論調としましては、この三段料金は必要ないんじゃないか。一段料金については、ある程度貧者というか、弱者のことはあまり考慮しなくてもいいんじゃないかという議論が結構あるんです。これはある意味で時代が変わりまして、もともとちょっと古い言葉になりますけれども、40年ぐらい前にこの制度ができたときには、シビルミニマムという言葉が非常に強く意識されておりました。それで、最小限みんながミニマムいい生活できるようなものっていうのを保証するっていうことがありましたんで、それで一段料金ができたんですけども、その一段料金について、今議論が、どちらかという、そういう配慮をする必要があるのかという議論につながっているわけです。

しかし、考えてみますと、その議論の途中で、実はまずい人が電気をたくさん使う1つの理由は、暖房、冷房、その他のものを多用するからそういうことになるんだと。で、ここで話がこちらの議論に振られちゃうような感じなんですけれども、省エネをすればいいんじゃないか、断熱材を使えば、そんなに電力消費を増やさなくてもいいという時代が来るんじゃないかというそういう話になってまして、いつの間にか、一段料金があまり重要じゃないという話がエネルギー消費の話に今すりかわっている部分がございます。

ですけれども、これ私非常に気になりますのは、でもほんとうに、ここで議論されているような省エネをやることによって、一般の家庭の電力消費量ってどれぐらい節約できるのか、何キロワットアワーぐらい節約できるのかっていうめどがないと、そういう、何ていうんですか、福祉領域はなくてもいいよという議論のほうに、どんどん押されてしまうような気がいたしまして、懸念しているところでございます。

ちなみに申し上げますと、日本はGNPそのものは世界3位ですけども、1人当たり国民所得は、全世界でも二十何位です。日本はもう先進国じゃなくて中心国の下のほうに位置している。つまり貧乏国になっているということでございます。日本人の7分の1が貧困層

といえますか。年収400万以下の人たちが7分の1いるわけです。

そういうことを考えましても、省エネとかいう議論をするときに、そういう貧しい人たちの省エネに対する取り組み方っていうのが、果たしてできるのかどうかというふうなことも気になることをごさいます、料金制度、電気料金制度の話でございませけれども、全体に省エネというのが、例えば非常に貧しい人が多くなった日本で、どこまでほんとうにできるのかというふうなことも1つの論点かなと思います。ご紹介いたしました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

これについては、事務局からのコメントは、なくてもよろしいですか。

【〇〇委員】 別にもう今後考えていただければ。

【部会長】 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。今のようなお話、私どもずっと省エネの調査等やりながら、貧困の問題というのが日本にはすごくあるんだということに気がついてきて、大変省エネ法というのは、貧困の人たちあまり相手にしない法律だという気もしているんですが、大変その辺は難しいことで、もう少し貧困の住宅に関する政策等もこれから考えていただきたいと思うところです。

それと絡むところですが、私たちが建築士の説明義務化という形に変わっていただいたのがよかったと思いますが、それによって建築士がしっかりしなくちゃいけないという、逆にですね、その責任は非常に重くなったという気もして、これは、私たち〇〇は頑張らなくちゃいけないというところなんですけれども、一方で、周知をするためのいろいろな講習会も国交省でも今考えていただいているわけですが、実はなかなかそこに出てくる人たちというのは、意外と限られて、同じ人たちが出てくるという状態で、出てこない人は全然来ないという状態があると。全部に全てが出てくるのは、建築士の資格に対する更新手続のときの3年に1回やるときぐらいで、それ以外のところにはなかなか出てこないという実情もあるようなんです。

こういうことも具体的なところではどうしたらいいのかという問題があるということ、みんな考えていただけないかというお願いです。

それから、設計がかなりしっかりできているとしても、その後の施工がまだまだ無知など

ころでやっているところもありまして、実際にはその性能が、効果が発揮されていないという問題もあると。この施工と設計との関連についてどうするかということが1つ課題としてあるのではないかとということと、もう一つは、省CO₂の先導事業の報告書等見ますと、実際にそれだけの優秀な性能を持った建物ができて、その後数年たつと、実際にCO₂が、一次エネルギーが半分ぐらいのところは逆に上回ってしまっているという報告があります。

これは、ライフスタイルであるとか、いわゆる見える化しても、数年たつと、もういいやというふうになって、エネルギーを使っているという実態なのではないかというふうに思うのですが、そういうライフスタイルの指導とかそういうことについてどうするかという問題が大きくあるのではないかと。

もう一つだけつけ加えますと、今ここで、これからはストック社会になるということで、ストックに関して最後のところで、既存住宅の固定資産税の減額という施策を出していただいていますけれども、このストック社会がどのぐらいあって、それをどういう程度で具体化して、この省エネをやるというところに至るのかということのモチベーションであるとか、その辺が今私たち調査しているところですが、大変難しいなど。

さらにここにこう掲げているような政策は、全てができないとそれだけの減額はしてくれないと。普通のストックの改修というのは、部屋が1つ余ったからどうしようとか、子供がいなくなった、ほかへ行ったので、部屋をどうしようとかいう改修が多いかと思うのですが、一部分の改修については、これは多分適用できないんじゃないかと思いますが、そういう一部改修、実際の改修の実態について、もう少し対応していただくような政策をお願いしたいなというふうに考えるところです。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

今、大きくは2つご意見があったかと思いますが、事務局のほうで、何かお答えいたしますか。

【事務局】 まず最初にございました、貧困に対する政策というのはかなり難しいテーマだと我々も思うのですが、それが省エネによって解決できるものかどうかということについてもあると思いますが、一方で、私どもは住宅宅地分科会のほうでも、今後の住生活の見直しということで、住生活基本計画の見直しについても議論が始まっておりますので、その中でどういうことができるかということについて議論していくということなのかと思っておりますが、課題として、いろいろと受けとめて検討したいと思っております。

説明義務化の関係で、説明会に来る人が、ある意味固定化してしまっているというような実態があるということ、私ども、いろいろなところでお聞きしているところでございます。あらゆる手段を講じて、私ども、例えば全ての建築事務所にダイレクトメールを送るといった要請を行っておりますけれども、そういった形で、また新聞もしくはラジオといった広報で、講習会の開催などを案内しているところでございます。

なかなかそこで来ていただく人というのは限られてしまっているかもしれませんが、各団体さま、もしくは建築関係以外の流通系の団体さまなども含めまして、幅を広げることによって、建築士の皆さまになるべく参加いただくような手段を講じていきたいと思っております。このあたりは担当の方にもいろいろとご協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

あと、施工の関係が重要だというお話がございました。講習会につきましても、特に小規模な詳細説明会におきましては、法改正の内容に加えまして、施工の関係の説明会も開催しているところでございます。これまでも、過去平成24年度から開催を順次行ってきて、かなりの人数の方々に参加いただいておりますけれども、引き続きそのあたりの施工に関する講習会などもやっていきたいというふうに思っております。

それから、ライフスタイルの関係に対する指導といいますか、そういった観点もございました。また、ストック社会に関する観点ございましたけれども、これはなかなか難しいテーマでございますが、まずは関係省庁と連携しながら、エネ庁などとも連携しながら、どういったことができるかということを少し検討していければというふうに考えているところでございます。

それから、ストック社会の関係で、既存ストックに対しての対応かと思っておりますけれども、先ほど、予算のところでも、若干簡単にご説明しましたけれども、私どもも空き家の発生などの現状なども踏まえまして、部分的な改修ということも、今後かなりの部分であるのではないかということも検討していきたいと思っておりますので、その評価のあり方でありませつか、モデル的な事業をどういうふうに掘り起こしていくかというようなことも含めまして、来年度予算要求しておりますので、そのあたりは、より一層深掘りした取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

個人的な感想としては、住まい方に対して「指導」というのはあまり適切ではない。啓発

ぐらいかなという気がいたします。講習会については、回数をかなり想定されているようにすけれども、やはりインセンティブみたいなものをもう少し考えていただいて、多くの建築士の方が受講していただけるような仕組みを考えていただければと思います。

ストックについては、この場以外でもかなりいろいろなところで検討されていると思いますし、今後の住宅行政のほんとうに重要な課題だと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇でございます。ありがとうございます。

ただいまの委員の先生方のご意見に加えて一言申し上げたいと思います。建築士の建築主に対する省エネ性能の説明義務化が始まるということは、大変喜ばしいことだと私も思っております。その際に、収入に応じてどれだけの対応ができるかというような建築主の立場がございますので、これは貧困とかエネルギーポバティとかそういったことにも関連する、住まい方にもかかわることかとは思っています。

そこで、説明を義務化して、説明をする際に、ぜひコストパフォーマンスをしっかりと伝えられるようなそういった対応ができることとしていただければと思います。やはり省エネ技術を説明する際に、私がよく例えて言うんですけれども、建築士が省エネ技術のソムリエとして、こういったことをやると幾らかかるけれども、こういった効果があるということ、実際にワインのソムリエがいろいろなお客様に対して価格ごとにこういったメニューがありますというような感じで提示ができるようなことがあるかと思うので、それができるようになるとよろしいと思います。

その際にコストに加えて、もうお考えとは思いますが、コベネフィットであるウェルネスの性能であるとか、非常時対応のレジリエンスのことであるとか、そういったことも正しく発信できるような準備が必要かと思っています。これは新築だけではなくて、改修についても同様のことがあるかと思っていますので、詳細説明会今後計画されていらっしゃると思いますので、テキストあるいはビデオ等の教材等の充実というのを図るべく、ご準備いただければと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。これは、ご返答はよろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【部会長】 そろそろ時間ですけれども。

じゃ、〇〇先生。

【〇〇委員】 すみません。1点だけ私もお伺いしたいことがありまして、概要の資料の2だと1ページのその他のところに出ていますけれども、今回地方公共団体独自に追加強化できると。2年以内というのが入れられています。これが、多分関係するのが資料4の9ページのところで、気候風土適応住宅の省エネ基準の合理化のところにもうちょっと展開していくと思うんですが、今回このスキームが法律とそれから条例の形でやるのか。それとも法律の中にあくまで落とし込んでやるのか。そのやり方にもよると思うんですが、基本的には法律のものに対して、強化とか追加するということは、全体のたてつけとしては理解しやすいんですが、実際皆さんの要望を聞いていると、どちらかというとなんか簡素化とか、それから一部緩和だとかそういうようなニュアンスのほうが多い感じはしました。

実際この資料の4見ますと、省エネ基準を合理化するという大きなタイトルの中でこれができるようになって、したがって、私がお伺いしたいのは、各自治体の中で、追加強化のところはいいんですけども、事実上簡素化したいだとか、一部緩和したいというようなものも一応この文言の中で、全部くみ取って、この中で処理をしていくということなのか。また、この最低についてはあくまでも条例で考えるのか、同じ法律の中に国交省として落とし込んで考えていくのか。その辺2年以内ですから、今後もうちょっとはつきりするのかもしれませんが、実際のところをお聞かせいただけたらと思います。

【部会長】 はい。ご返答をお願いします。

【事務局】 今のご質問ですけれども、特に気候風土の関係につきましては、条例に落とし込むというたてつけにはなっているわけではございません。

【〇〇委員】 ない。

【事務局】 ただ、何らかの形で、国のほうがお示しするのは、あくまで仕様の1つの例をお示しするのですが、地域に応じた何らかの仕様、あくまでそれは省エネ基準に対応するというのは難しいというような仕様について、公共団体等に定めていただくということが必要ですので、それは何らかの形で公共団体の仕様に定める、条例ということで定めていただくというわけではないという整理です。

【部会長】 よろしいでしょうか。あくまでも説明義務制度に伴う中でといったことをうかがっております。よろしいでしょうか。

今日は、いろいろ有益なご意見たくさんいただきました。よろしいでしょうか。あとこれだけは言っておきたいということがもしあれば。よろしいでしょうか。

それでは最後に議事3のその他について、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】 本日は各報告事項につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。先生方からいただいたご意見などを踏まえまして、今後は改正建築物省エネ法の円滑な施行に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

【部会長】 ありがとうございます。

本日の議事については、以上で全てとなりますけれども、ほかに何かよろしいでしょうか。ないようであれば、これで会を閉じたいと思います。ありがとうございます。

以上をもちまして、第19回建築環境部会を終了いたします。

— 了 —